

Toward a legal philosophy of nation :
Reformulation of Liberal Nationalism

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-09-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 横濱, 竜也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00029121

論 説

ネーションの法哲学へ向けて
——リベラル・ナショナリズムの再定位（一）

横 濱 竜 也

1 リベラル・ナショナリズムとは何か

本稿の目的は、リベラル・ナショナリズムを魅力的な形で再定位し、擁護することである。より具体的にいえば、ネーションによる社会統合が道徳的に望ましいものとなるゆえんを、ネーション理解を再構成することを通じて示し、あわせてリベラル・ナショナリズムに対するさまざまな批判に答えることである。

まず、一般にリベラル・ナショナリズムとはどのような立場であるか、さしあたりまとめておこう。デイヴィッド・ミラーの議論を参照しつつ述べれば、リベラル・ナショナリズムの要点は、以下である。

- (1) 国民の政治的自己決定の重要性 国民が自分の国家のあり方を自分で決められること、すなわち国民の政治的自己決定には、大きな価値がある。個々人が国民全体として決定したことに従う責務、つまり政治的責務が道徳的に正当化されるためには、国民全体の関わる事柄を国民自らで決められなくてはならない。そして、同じ社会の構成員としての資格を誰に認めるかは、国民全体にかかわる事柄である。
- (2) 政治文化形成における国民の自律 受入国の政治文化——たとえば政教関係のあり方——は、ネーションを構成する主要部分である。それが、その国民のコントロールできない形で変容してしまうことは望まし

くない。政治文化の形成や変容に対する受入国民の自律を保護されねばならず、そのために、たとえば移民制限が認められるべきである。

(3) ナショナル・アイデンティティは民主主義の地盤である ナショナル・アイデンティティは、民主主義が成り立つための政治的・社会的条件である。政治的対立が民主的政治過程を経て解決される時、ほとんどの場合、国民の一部はその結果に賛同しえず少なからぬ不満を抱くが、その際でもいったんは民主的決定に従わなくてはならない。このことを国民が受け入れるのは、民主的政治過程において、自らの意見を反映された者もそうでなかった者も、同じ国民としてのアイデンティティを共有していて、それが決定に対して忠誠を示すべき道徳的根拠になるからである。

本稿の見通しを先に示しておこう。もっとも魅力的なりベラル・ナショナリズムは、(1)を基本とするものである。(2)の政治文化形成・変容における自律は、あくまで国民の政治的自己決定を保持するために役に立つかぎりまで問題となる。そして、(3)のいうナショナル・アイデンティティは、政治的責務を平等に負う国民相互の道徳的関係性として捉えられるべきである。政治文化としてのネーションに依拠して民主的決定への忠誠の動機を調達しようとするれば、それを全面的には共有できていない国内の民族的・宗教的少数者を置き去りにすることになりかねない。しかも、それ以上に問題なのは、政治文化としてのネーションが、民主的決定への忠誠、さらに社会統合への主たる駆動力として十分な形で国民のあいだに共有されていると、ほんとうにいえるのかどうかである。

本稿の問題関心をより明確にし焦点を絞るために、井上達夫の議論を参照しておくことにしたい。井上は、とくに北米やオーストラリアなどにおける多文化主義を性格づけ、批判的に検討するために、以下のような「文化政治のトゥリアーデ」を示している¹。

		リベラリズム	ナショナリズム	多文化主義
アイデンティティの基礎単位		Individuality	Nationality	Ethnicity
受容問題	文化的多様性の包摂	Positive	Negative	Positive
	マイノリティの人権保障	Positive	Negative	Positive
関与問題	国家の文化的中立性	Positive	Negative	Negative
	個人権に対する文化的制約	Negative	Positive	Positive
統合問題	マイノリティの政治的統合	Positive	Positive	Negative
	文化単位の分権的自由	Negative	Negative	Positive

井上によれば、リベラリズムにおいて、民族や宗教といった文化や帰属集団が個人のアイデンティティにとって重要となるかどうかは、あくまで個人の自己解釈に依存する。文化へのコミットメントがアイデンティティを構成する条件の一部となる可能性は認めるが、文化だけがアイデンティティを構成する価値となることに対しては否定的である。これに対して、ナショナリズムは、歴史・文化・言語を共有する国民共同体への帰属を個人のアイデンティティを構成するもっとも基本的要素であると捉える。アイデンティティを構成する他の要素の存在は否定しないが、これらの要素よりも国民共同体への忠誠のほうが優先的地位を有する。多文化主義にとって、アイデンティティの基礎単位はエスニシティである。エスニシティとナショナルリティとの関係については、多文化主義のなかでも議論のわかれるところであるが、少なくとも同じ国家のなかに異なるエスニシティが複数存在する可能性を強調し——現実には、単一のエスニシティで構成される国家はほぼ存在せず、複数のエスニシティの並存を度外視しえないと説く——、多数派文化集団がエスニック・マ

¹ 井上達夫『普遍の再生』岩波書店、2003年、189頁以下。

イノリティを同化することを拒否する。

井上は、リベラリズムに対する多文化主義の問題提起、つまり個人をアイデンティティの単位とするリベラリズムでは、エスニシティの多様性を十分に尊重しえず、少数派のエスニック集団の同化に抗しえないという批判を真摯を受けとめつつ、他方で多文化主義が、エスニック集団内でより少数が属する内なるエスニック集団の自律を軽んじるものになりかねないことを指摘する。そのうえで、反転可能性要請をひとつの軸とする正義概念の下で、多様な文化集団が共生する公正な社会を実現することが肝要だと説く²。

井上による多文化主義の受けとめをいかに評価すべきかについては、本稿ではいったん措くことにしたい。ここでは、本稿が、井上のいうナショナリズムを、「受容問題」と「統合問題」に主たる焦点を置いて、擁護しようとするものであることを述べておきたい。国民としてのアイデンティティを社会統合の主たる駆動力として期待するリベラル・ナショナリズムは、一方で、文化的多様性の包摂や文化的少数派集団に属する者のエスニシティの尊重には、多文化主義に比して消極的である。他方で、文化的少数派による国家共同体への忠誠を重視し、文化集団ごとの分権化を基本的には認しない。このような立場は、どのようにして正当化されるのであろうか。

2 ネーション論の拡散

リベラル・ナショナリズムは、ネーションによる社会統合、またネーションを共有する国民による政治的自己決定をもっとも重んじる。そうであるとすれば、ネーションとは何かという問いへの応答、つまりネー

² 同上、210-211頁。

ション論は、リベラル・ナショナリズムの議論前提であり、避けて通れないはずである。

しかしながら、ネーションの道徳的意義を論じる規範理論において、ネーションは何かという問いが、まともに扱われているとはいいいがたい。たとえば、リベラル・ナショナリズムを擁護するヤエル・タミールは、ネーションの文化的性格を説く際、ベネディクト・アンダーソンによる定義、つまり「ネーションは、本来的に、国境により限られたものとして、かつ主権的なものとして、想像された共同体である」という理解に、ほぼ無反省に依拠している³。ウィル・キムリッカは、民族や宗教といった文化が、個人の自律を有意味なものとして成り立たせる背景（「生の文脈」）であることを重視し、このような文化の保護を求めるリベラルな多文化主義に与しているが、彼の民族（ネーション）理解も率直にいうとおざなりなものである。「[民族] (nation)とは、制度化が十分に行きわたり、一定の領域や伝統的居住地に居住し、独自の言語と文化を共有する、歴史的に形成されてきた共同体を意味している」⁴。規範理論におけるこのようなネーション理解へのこだわりの低さは、以下に述べるような、社会学・人類学などにおけるネーション理解の争いを意識し、特定の理解に立つことを避けたものとも受けとれる。ネーションは何かについて学問的に確立された答えがなくとも、一定の共通理解が社会的に成り立っていることは期待しうる。また、仮にネーション理解が変容することがあったとしても、ネーションの道徳的意義自体が失われることはないはずだ。このように考えているようにもみえる。

だが、事はそれほど甘くないと思われる。何がネーションに当たり何

³ ヤエル・タミール（押村高・高橋愛子・森分大輔・森達也訳）『リベラルなナショナリズムとは』夏目書房、2006年、60頁。

⁴ ウィル・キムリッカ（角田猛之・石山文彦・山崎康仕監訳）『多文化時代の市民権——マイノリティの権利と自由主義』晃洋書房、1998年、15-16頁。

がそうでないか、政治的自己決定権や自治権を要求する主体が変わってくる、ということだけではない。そもそもネーションが政治的自己決定、自治の基盤たるにふさわしい性格をもつかどうか、争われているからである。

2・1 ネーション形成の構造

ネーション論は、とくに1980年代から2000年代にかけて、盛んに取沙汰されてきた。その背景のひとつには、マルクス主義的経済・社会理論におけるネーションの軽視と、それに反するナショナリズムの遍在への反省がある。とくに冷戦後、世界各地で民族紛争が多発したことを受けて、ネーション論は活況を呈した。ここでは、とくに注目されてきたネーション論を、簡単にふりかえっておきたい⁵。

2・1・1 普遍的高文化としてのネーション——E. ゲルナー

アーネスト・ゲルナーは、ネーション形成を、資本主義経済の発展、とくにその下での労働市場の変容のなかで生じたものと理解する⁶。農耕社会から産業社会へと転換するにあたり、人々は身分や職能に縛られることなく、国家大の労働市場へと組み込まれ、階層流動性が格段に向上することになる。この社会変動を支えたのが、可塑的で汎用性のある人間の学習能力・コミュニケーション能力である。

ゲルナーは、これらの能力の養成・普及を可能にしたのが「普遍的高文化universal high culture」であり、それこそがネーションの核心であると説く。「普遍的高文化」の存在と共有があってはじめて、農耕社会ではなしえなかった市場の統合と社会的分業が可能になる。そして、「普遍的高文化」の標準化・大衆化は、国家の貢献なくして不可能であった。国

⁵ 以下、第1款、第2款は井上『普遍の再生』(前掲注1)第4章第2節及び第3節に依拠する。

⁶ アーネスト・ゲルナー(加藤節監訳)『民族とナショナリズム』岩波書店、2000年。

家が、公教育による国民の「読み書きそろばん」能力養成を強制するとともに、その負担を引き受けたからこそ、産業社会は存立しえたのである。

注目すべきは、第一に、ゲルナーが、ネーション形成を社会経済的条件によって性格づけていることである。この点で彼のネーション論は、マルクス主義のいう「下部構造」に規定されたものともいえる。第二に、「普遍的高文化」としてのネーションが成立する過程で、国家の関与を重視していることである。ゲルナーのネーション論には、国民国家形成の社会的条件を解明する意図が顕著である。ネーションのすべてが国民国家形成に成功しているわけではないことを考えれば、彼の視角には一定のバイアスがあると批判することは可能であろう。

2・1・2 想像の共同体——B. アンダーソン

次に、ベネディクト・アンダーソンのネーション論を瞥見しよう⁷。ゲルナーが、ネーションの成立条件を、国家大の労働市場形成に貢献する機能に着目して論じたのに対して、アンダーソンは、前述のとおり、「国境により限られ、主権的であるものとして、想像された共同体」としてのネーションが、イデオロギーとして普及していく過程に関心を向けた。鍵となるのは、宗教や王制など、人間存在に遍く意味を与えるものの安定性が失われた時代において、ネーションが人間の生死の意味を与えたこと（無名戦士の墓と碑）、そしてそのようなネーションが国民に共有される基盤に「出版資本主義」や為政者の「巡礼の旅」があったことを説いたことである。

アンダーソンのネーション論は、ゲルナーなどがヨーロッパを範型としてネーション形成のメカニズムを論じたのに対して、中南米や東南アジアなど、それまでの議論があまり注目していなかった地域を扱ったこ

⁷ ベネディクト・アンダーソン（白石さや・白石隆訳）『増補 想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』NTT出版、1997年。

とでも一定の功績が認められる。しかしそれ以上に重要なのは、アンダーソンが、ネーションがもつ社会経済的機能に限定せずに、象徴や神話としてのネーションが流通し普及する過程を明らかにしようとしたことである。社会経済的条件と必ずしも結びつかない、ネーションの象徴・神話的性格の強調は、アンダーソン以降のネーション論を先導する役割を果たしたといえよう。

ただし、ここで確認すべきなのは、アンダーソンにおいても、ゲルナーと同じく、ネーションの成立を、近代化の文脈で、そして国家（主権）との相関で位置づけていることである。

2・1・3 エスニシティの可塑性と持続性——A・D・スミス

本節の最後に、アントニー・D・スミスの議論を確認しておくことにしよう⁸。スミスのネーション論の特徴を一言でいえば、ネーションを近代の産物とのみ捉えるそれまでの議論に抗して、前近代からの持続性とともにも可塑性をもつ象徴・神話であり、近代国家形成が遅れた地域にもみられるものであることを指摘するところにある。

その鍵概念は「エトニ」である。前近代においても、とくに戦争においては、共同体の統合を裏づけるべくイデオロギーが用いられてきている。戦争で戦うことを任務とする貴族、そしてそれに協力する都市の富裕商人や聖職者などのあいだには、しばしば同じ共同体の一員としての意識が共有されていた（「水平的エトニ」）。一方で、この意識は、階層の違いを超えて人々を結びつける力を有していた（「垂直的エトニ」）⁹。

スミスが重視するのは、「エトニ」がネーションの歴史的淵源であるとともに、近代国家の形成があつてこそ、「エトニ」が地域や階層の制約を

⁸ アントニー・D・スミス（巢山靖司・高城和義監訳）『ネイションとエスニシティ——歴史社会学的考察』名古屋大学出版会、1999年。

⁹ 同上、92-93頁。

突き破って、国民統合の礎となるネーションへと転換しえたことである。一方で、ゲルナーやアンダーソンのように、ネーションを近代特有の、歴史の浅いものであると捉えるのは、多くのネーションが前近代から持続するものとして想像されている事実と抵触する。しかし他方で、前近代の諸部族の共同性を裏づける「エトニ」の存在をもって、ネーションが近代以前に成立しうるものであったと考えるのも間違っている。ネーションが領域内のすべての人々を束ねるカテゴリーとなりえたのは、第一にゲルナーのいう資本主義経済への移行と社会的分業体制の成立、第二に軍事や行政において、専門知識を携えた官僚が国家を統制することで、人々の支配がより効率化されたこと¹⁰、第三に教育による文化的標準化とコミュニケーション様式の共有を通じて、統一的で同質なネーションの想像が国家内に行きわたったこと、これら三つの要因による¹¹。このような指摘からしても、スミスのネーション論は、ゲルナーのいう国家主導の産業社会形成、またアンダーソンのいう、イデオロギーとしてのネーションを普及させる言説空間の存在を踏まえつつ、その淵源を前近代に遡らせたものと捉えることができよう。

2・2 ネーションは境界づけられた集団だとはかぎらない

これまで紹介したネーション論では、その淵源や形成メカニズムの理解において重点を置くところは異なるものの、ネーションの備える特質については、共通理解がみてとれる。第一に、ネーションが境界を有する集団であること、第二に、ネーションが人々に共有されるために国家の寄与が不可欠であること、第三に、ネーションは国家統合の礎をなすイデオロギーであることである。

しかし、この共通理解に対して異を唱える議論もある。代表的なもの

¹⁰ マックス・ウェーバーのいう「合法的支配」に近似する。

¹¹ 前掲注7、154-159頁。

として、ロジャース・ブルーベーカーのものをみておこう。彼の立場をまとめれば、ネーションを境界づけられた集団であり社会の基本単位だという前提をとらず、「市民」「人種」「エスニシティ」「宗教」「ジェンダー」などと並ぶカテゴリーのひとつと捉えること、ネーションが境界づけられた集団となるかどうかは、時々状況に依存する——その意味で、ネーションが集団性をもつかどうかは「定数」ではなく「変数」である——ことである¹²。

ブルーベーカーによれば、ネーションは、人々の帰属のあり方に関わる政治的カテゴリーである。前項で紹介したネーション論では、ネーションは、人々の帰属において、「文化と政治組織体、永住と完全なメンバーシップ、そして文化的ナショナリティと法的シティズンシップのあいだの一致の確立あるいは回復」を要求する根拠となるものであった¹³。しかしながら、このような一致は現実には成り立たない。国家の領土内にいながら完全にはその国家の成員とはいいきれないあるいは成員資格付与に異論が呈されている——「内的」帰属の問題——ような人々、また国家の領土外にいながら国家や国民への帰属を主張する——「外的」帰属の問題——人々が存在するからである。前者の一例としては、米国内の中南米系移民や中南米出身の非正規移民を挙げることができるし、後者の一例には、東欧諸国におけるハンガリー系エスニック・マイノリティがある。しかも、「内的」帰属と「外的」帰属とが、成員資格の付与において複雑に入りくむ場合がある。1990年代以降のドイツでは、旧ソ連や東欧諸国のドイツ系住民を受け入れる際、1960年代以降ドイツで就労し定住することになった「ガストアルバイター」の扱いと比較されること

¹² ロジャース・ブルーベーカー（佐藤成基・高橋誠一・岩城邦義・吉田公記編訳）『グローバル化する世界と「帰属の政治」——移民・シティズンシップ・国民国家』明石書店、2016年、13-14、30頁。

¹³ 同上、40頁。

になった。つまり、後者は中長期の滞在でドイツ語能力を備えるようになっていながら、ドイツの完全な成員として扱われていなかったのに、ドイツ語能力の低い前者を、歴史的経緯を理由に、成員として扱ってよいのか、これが議論されることになったのである¹⁴。

以上のようなブルーベイカーの立場は、ネーションと国家との結びつきを自明視せず、両者の相関を個々具体的な政治状況のなかで見定めていくものであり、この点で、ネーションが人々の帰属集団を明らかにし、さらに国家統合の根拠となるという前提に留保を置いている。しかし、一方で彼は、グローバル化の下で、国民国家は人々の帰属単位としての地位をより一層高めていると説く。国境を越える人の移動や、国境内において完全な成員として扱われない人々の存在は、国民国家イデオロギーの力を削ぐどころか、むしろ強化している。その状況において、ブルーベイカーは、ナショナリズムが、市民参加や成員間の再分配、移民の社会統合促進の動機となることに期待してもいる¹⁵。

まとめれば、ブルーベイカーは、ネーションを、境界づけられた集団とのみ捉えることを拒み、状況に適応して人々の帰属のありようを示す可塑的なカテゴリーであるとする。それは、人々の帰属の多様性を重視するからではない。むしろ、誰がどこに帰属させるべきかという問いを現状で解決するうえで、どのようなネーション理解がふさわしいか、に答えようとしているからである。

私の見るところ、ブルーベイカーのネーション論は、ゲルナー、アンダーソン、スミスに比して、ネーションのありようの経験的記述において優れている。そのうえで、帰属問題の解決が望ましいものとなるかどうかは、国家によるネーションの構成の善し悪しに左右される。つまり、問われるべきは、「ネーションとは何か」ではなく、「国家がネーションを

¹⁴ 同上、43-44頁。

¹⁵ 同上、78-82頁。

いかに構成すべきか」である。次節では、この問いに答えるため、移民規制の正当化根拠を検討しつつ、国家とネーションとをどのように(再)結合すべきかを論じたい。

3 移民規制を正当化するのはネーションか国家の管轄権か

3・1 寄る辺なき移民労働者

シンガポールの移民労働者、なかでもワークパーミットと呼ばれる労働ビザ¹⁶で働く低所得移民労働者を主人公とする映画『幻土(A Land Imagined)』(ヨー・シュウホァ監督、2018年)に、次のようなシーンがある。埋め立て工事現場で働く中国からの移民労働者ワン。ある夜、ワンはネットカフェの女性店員と海岸へドライブし、海で泳ぐ。女性店員はこう言う。「沖の小さい光が見える?ずっと考えてた。もしあそこまで泳いで船に乗れば、ここを出られる。ビザは要らないし、国境もない。それが本当の自由だなんて」「このあたり、前は海だったんだって。地図を見たら、シンガポールの南海岸はきれいに真っ直ぐ。誰かが線を引いたみたいだね」。ワンはこう答える。「この土、マレーシアから輸入した土だよ。インドネシアとかベトナムの土で埋め立てたところもあるみたい。うちの現場はカンボジアの土を使ってるらしい」。女性店員は海岸に寝転がりながら、「それって、あたしたちシンガポールにいないってことじゃない?ここはほんとにマレーシアなんだね。[シンガポールを出るには]船も飛行機もいない。これ[トラックの鍵]があればいい」。ワンは応じる。「今度、他の埋め立て地に連れてくよ、世界が見られるよ」。

¹⁶ シンガポールの労働ビザは、主としてシンガポールでの所得額と労働者の学歴に応じて、エンプロイメント・パス(月収4500シンガポールドル以上、大卒以上)、Sパス(月収2600シンガポールドル以上、高卒以上)、ワークパーミット(所得条件、学歴条件なし、建設、造船など特定業種に限定、出身国の制限あり)に分かれている。

シンガポールで少なからぬ低所得移民労働者が直面する窮状と閉塞感。彼らがいかに脆弱な立場に置かれるかについては、多くの指摘がある。使用者が同意しない限り、移民労働者は別の職場に移ることができず、解雇されれば原則的に国外退去となる（「スポンサーシップ・システム」）。このことが彼らの流動性と交渉力を引き下げ、とくに、給料不払いや労災不認定に対して、使用者に不服を述べられず、「泣き寝入り」せざるをえない移民労働者が相当数いるといわれる。さらに、ワークパーミットの移民労働者は、家族を帯同できず、永住権や市民権を得る道も閉ざされている。彼らは、基本的に「出稼ぎ」に来ている一時的労働者としてのみ扱われているのである。たとえば、彼らがシンガポール市民・永住者と婚姻する際には、ビザを取り直すために一度出身国に戻らなくてはならない。

急いで付けくわえれば、移民労働者がみな、単に受入国で不如意な境遇にいるわけではない。彼らはもっとしたたかだともいえよう。柄谷利恵子『移動と生存』は、移民家事労働者たちの生存戦略をよく描いている。彼女たちの多くは、出身国で低い階層におり、その社会的位置の低さゆえに、富裕国における家事労働者として雇用されるかたちでの移動が容易となる（柄谷のいう「移動性の下僕」）。彼女たちのなかには、出身国の家族と受入国の雇用世帯という、「国境を越える世帯」を築きながら、階層を上昇していく者もいる¹⁷。移民労働者の出身国あるいは受入国における階層移動の実情を抜きにして、ただ社会的弱者あるいはグローバル化の被害者としてのみ描くのは、現状のグローバルな格差の下で、移民労働者がいかににより安住できる生活を築こうとしているか、その戦略に私たちが当座のところでいかに対応すべきかを考えるうえでは、少

¹⁷ 柄谷利恵子『移動と生存——国境を越える人々の政治学』岩波書店、2016年、56-57、64-65頁。

なくとも不十分だといえよう。

他方で、柄谷の議論にさらにのっとれば、この世界のほとんどを占める、出身国で定住しつづける者(「とどまり続ける者」)たちも、みなが安全な生活の享受を保障されているわけではない。不況のなか安定的な雇用・居住環境を得られない者も少なくないし、新型コロナウイルス感染症禍は、とりわけグローバル化の下、感染症拡大の波を押さえる完全な防波堤を国境に築くことがいかに困難であるか、そして安全な生活がいかに容易に奪われうるかを明らかにしているだろう。「とどまり続ける者」たちもまた、潜在的には脆弱であらざるをえない。柄谷のいい方に倣えば、私たちはみな、いつ何時安住の地を失うともかぎらない、潜在的な「難民」なのかもしれない¹⁸。

それにもかかわらず、私たちの多くは、国境とそれによって区切られたシティズンシップ(成員資格)を、自らの安全な生活の礎と捉えている。成員に国家から提供される権利保護こそが私たちの生命線であり、移民をむやみに受け入れることはそれを危うくするものだと考える。他方で、柄谷は、誰もが潜在的に「難民」である以上、「移動性を前提としたシティズンシップ概念」の構築が不可避であると説いている¹⁹し、ジョセフ・カレンズなども、安住の地を失った人々が移住先で安全を手に入れる機会を制限・剥奪することは、安全を保障された「とどまり続ける者」の既得権でしかない、と批判している²⁰。

しかし、それでは、国境により区切られたシティズンシップは擁護の余地がないのか。もし擁護できるとすれば、それはどのようにして、またどこまでなのか。

¹⁸ 同上、176-177頁。

¹⁹ 同上、181頁。

²⁰ Joseph Carens, *The Ethics of Immigration*, Oxford U.P., 2014, Ch.11.

3・2 文化論の限界

国家とシティズンシップを結びつけ、国家に裁量的な——つまり、自国民の都合を優先する——移民規制権限を認める道徳的根拠を示す議論として、第1節で紹介したデイヴィッド・ミラーのリベラル・ナショナリズムは、望ましい移民受け入れのあり方を示す移民正義論において有力である。ミラーは、ネーションを次のように定義する。ネーションとは、「第一に、共有された信念と相互の深いかわりあいによって構成され、第二に、歴史的な広がりを持ち、第三に、能動的な性格を有し、第四に、特定の領土と結びついており、第五に、固有の公共文化を有することで他の文化と区別されるような共同体」である²¹。彼によれば、このようなネーションこそ、政治的自己決定の基盤をなすものであり、政治的自己決定権は私たちにとってもっとも重要な権利のひとつであるため、ネーションの維持を理由として移民規制を行うことは正当化される。

しかし、ミラーのリベラル・ナショナリズムには、以下のような批判が向けられている²²。ミラーは文化としてのネーションが政治的自己決定の基盤となることを強調する。しかし、国家のなかにはネーションを共有するものもあればそうでないものもある。カナダのオンタリオ州住民とケベック州住民とがネーションを共有するとは必ずしもいえないし、逆に旧ユーゴスラビアについては、セルビア人やクロアチア人、イスラム教徒など民族・宗教の異なる者たちのあいだで、「ユーゴスラビア人」としてのアイデンティティが一定程度共有されていたとする考え方も有力である。

このように考えると、裁量的移民規制の道徳的根拠としてネーションを持ちだすことには、次のような限界があることになろう。ネーションの文化的性格を強調すればするほど、ネーションと領土の不一致が問題

²¹ David Miller, *On Nationality*, Oxford U.P., 1995, p.27.

²² 以下、Margaret Moore, *A Political Theory of Territory*, Oxford U.P., 2015, Ch.4 Sec.2.

になる。文化としてのネーションの成立にとって領土の存在は必要でもなければ十分でもない²³。そして、移民規制はまずもって領土内の滞在権付与の問題であり、文化としてのネーションだけではその根拠を十分に示しえない。

3・3 領土権論からの再出発

前節で述べたところをふまえれば、移民規制の正当化は、まずもって受入国領土内の滞在権付与を制限することがいかに道徳的に根拠づけられるかを明らかにするものでなくてはならない。マーガレット・ムーアによれば、移民規制は、国家の領土管轄権が、集団的主体たる人民の政治的自己決定のために不可欠であること、また人民が共通の「政治的プロジェクト」への連帯を通じアイデンティティを形成し、その形成の場たる領土に愛着をもつことに基づいて正当化される²⁴。

ムーアの立論において重要な箇所をまとめよう。第一に、国家が領土管轄権をもつことは、個人の土地所有権の集積あるいは何らかの集団による土地所有権として理解されるのでは不十分であり、国家の管轄的權威が及ぶ領域として領土を位置づけることにより、初めて整合的に理解できる²⁵。第二に、このような国家の領域的權威は、その管轄領域を舞台になされる人民の政治的自己決定のために必要であることにより正当化される。つまり、「領土とは、…人民が制度を通じてみずからの意思

²³ あわせて指摘すれば、1990年代以降のナショナリズム研究が示すところでは、ネーション意識は、その起源のみならず、現在における共有のありようもさまざまであり、国境で区切られた領域内の住民のアイデンティティを支えるものとして十分かどうか議論の余地がかなりある。たとえば、Michael Billig, *Banal Nationalism*, Sage Publications, 1995, Rogers Brubaker, *Ethnicity without Groups*, Harvard U.P., 2004. この点からすれば、ネーション意識の存在のみを政治的自己決定の基盤として挙げるのは十分ではなく、それが領土管轄権を有する国家とどのように結びつきうるのかを示すことが不可欠である。

²⁴ Moore, op cit. (n. 21), Ch.9 Sec.2.

²⁵ Ibid., Ch.2, Sec.2.

を表明する地理的領域である」²⁶。第三に、人民は、①共通のプロジェクトに携わることを通じて自らと同胞を同一視する集団的主体であり、②政治制度を確立・維持する能力をもち、③政治的に協働してきた歴史を有する²⁷。そして、最後に人民は共通のプロジェクトへの協働を通じて政治的アイデンティティを形成し、このアイデンティティはプロジェクトの舞台たる領土への愛着と結びつく²⁸。

ムーアは、このような国家の領土管轄権に基づいて、各々の国における「共通のプロジェクト」に両立する範囲で、国境管理と移民規制が正当化されると説く。重要なのは、国家の領土管轄権に訴える議論が、文化としてのネーションに訴える議論に比して、人民の政治的自己決定とそれがなされる領土との結びつきへの関心を有することである。この関心はきわめて重要である。あらためて指摘するまでもないが、移民が、他国で滞在し中長期に居住する資格を与えられるか否かは、その国の領土管轄権に服するからである。

本章冒頭で触れた、『幻土』の主人公ワンと女性店員のやりとりは、如上のことをアイロニックに示しているといえるかもしれない。出稼ぎにやってきた彼らが、不安定な労働・居住環境のなかで、シンガポールの埋め立てに使われる土に、故郷とのつながりを辛うじて見出す。もちろん、土だけでは領土にはならない。彼らがしているのは、埋め立て地が、その土の入手先の国と同然だという、他愛ないおしゃべりでしかない。しかし、ヨー・シュウホアの脚本には正鵠を射ているところがある。それは、移民労働者の行き来を制約する国境とその前提となる領土管轄権が、土とその上で暮らす人間の結びつきなしには成り立たないことである。

²⁶ Ibid., p.27.

²⁷ Ibid., p.50.

²⁸ Ibid., pp.97-99.

ムーアの議論に戻れば、移民規制を正当化しうる「共通のプロジェクト」とは何なのかが問題となるだろう。彼女の基本的に想定するものは、自由権と社会権を保障する福祉国家である。その下で、教育・公衆衛生等の「集団的営為」に鑑みて、一定の移民規制が正当化されうる一方で、各国成員が政治的自己決定を行う人民として平等な処遇を受けるべきであることから、受入国言語の使用能力や労働市場に受入国民と互して雇用を競い合うための専門技術、これら以外の条件によって選別される入国管理は認められないことになる²⁹。

他方で、彼女は、生存に対する基本権は、国境の内外を問わず、万人に保障されるべきだとし、しかしこの基本権保障が、自国民を外国人に対して優遇することを斥けるものではないと説く³⁰。ムーアの移民規制正当化論は、前章で挙げたミラーが世界正義に対して示す姿勢と、基本的に同じものである³¹。貧困にあえぐ人々が彼らの定住する国において生存を確保しうるように、グローバルな再分配を行わなくてはならないのだ。とはいえ、かかる再分配がなされていない現状で、移民労働者受け入れと国際送金が、貧困や格差をより手早く是正するすべとなっていることを、どのように受けとめればよいのか。この点に対する応答は、ムーアもミラーも十分とはいえない。

筆者自身は、途上国民が貧困や格差から脱するために、当座のところ利用可能性のより高い手段として、富裕国が一時的移民労働者の受け入れを拡充すること、一時的移民労働者がより安定した労働・居住環境を享受できるよう支援することが不可欠であると考えている。その点でいえば、本章第1節で紹介した柄谷の議論は真剣に考慮すべきものではある。しかしながら、シティズンシップ(成員資格)と居住と安全とが結

²⁹ Ibid., p.199.

³⁰ Ibid., pp.213-214.

³¹ David Miller, *National Responsibility and Global Justice*, Oxford U.P., 2008. Ch.7.

びつく「とどまり続ける者」、彼らを範型とする権利保護を揺るがすような対応も望ましくない。それは、「我ら人民」の権利保障と領土との本質的な相関を度外視することにほかならない。